

鴻巣市

コウノトリの里づくり基本計画



平成27年3月

鴻巣市

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画

「人にも生きものにもやさしい

コウノトリの里 こうのす」

の実現を目指して



高度経済成長期以降の急速な都市化や、モノを大量に生産・消費・廃棄する社会経済活動により、私たちを取り巻く自然環境は大きな打撃を受けてきました。しかしながら、多様で豊かな自然環境は、安全な飲み水や食料の確保などの面で暮らしの安心・安全を支えているほか、多様な文化を育む源泉ともなっており、現在及び将来の人間にとって、計り知れないほど大きな価値を持っています。

鴻巣市は、首都圏 50km という東京への通勤圏としての利便性を備える一方で、荒川や元荒川・見沼代用水などの恵まれた水利を活かした田園地帯や武蔵野の面影を伝える雑木林など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を誇ります。私たちは、先人から受け継いだこの大切な自然環境を守り育み、しっかりと次の世代に引き継いでいかなければなりません。

私はここに、そのための基本方針などを取りまとめた、『鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画』を策定いたしました。

この計画は、市名の由来の一つともいわれ、市民にとってなじみの深い「コウノトリ」を自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとし、コウノトリとの共生による、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現を目指すものです。

この「コウノトリの里」づくりは、行政だけではなく、本市に関わる全ての人から自らにできることを一つ一つ積み上げ、息の長い取組を続けていくことが必要となります。市民の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重な御意見、御提案をいただきましたコウノトリの里づくり審議会、そしてたくさんの市民の皆さんに心から厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

鴻巣市長

原口和久

— 目次 —

◆本編

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

第2節 計画策定の背景

- (1) 国の動向
- (2) 自治体の動向
- (3) 荒川流域エリアの動向
- (4) コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（IPPM）の設立

第3節 豊かな自然環境とコウノトリ

- (1) コウノトリの特徴
- (2) 人と共に生きるコウノトリ

第4節 本市を取り巻く自然環境

- (1) 広域からみた本市の自然環境
- (2) 本市の自然の特徴と土地利用状況

第5節 本市に息づくコウノトリ

第6節 本計画の位置づけ

第2章 計画の目指す将来像

第1節 目指すべき将来像

第2節 計画期間

第3節 基本方針

第3章 将来像の実現に向けた取組施策

第1節 施策体系

第2節 自然と共生する環境づくり

- (1) 人にも環境にもやさしい農業の推進
- (2) エコロジカル・ネットワーク形成の推進
- (3) コウノトリの飼育の推進

第3節 にぎわいのある元気な地域づくり

- (1) コウノトリを活かした地域産業の振興
- (2) コウノトリを活かしたプロモーションの推進

第4節 笑顔が輝く担い手づくり

- (1) コウノトリを活かした環境教育・学習の推進
- (2) 市民意識の向上・醸成

第5節 「コウノトリの里」づくりの推進に向けた財政措置

第4章 コウノトリの里づくりに向けたリーディングプロジェクト

第1節 コウノトリの飼育について

- (1) コウノトリを飼育する意義
- (2) 飼育規模
- (3) 飼育施設に求められる機能
- (4) 飼育施設の整備候補地

第2節 将来的な放鳥について

第5章 取組施策の推進体制

第1節 市内の多様な担い手との連携体制

第2節 行政間の連携体制

◆資料編

I 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画策定経緯

II 鴻巣市コウノトリの里づくり審議会条例

III 鴻巣市コウノトリの里づくり審議会委員名簿

IV 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画（案）について（諮問）

V 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画（案）について（答申）

本 編

第 1 章 計画の概要

第 2 章 計画の目指す将来像

第 3 章 将来像の実現に向けた取組施策

第 4 章 コウノトリの里づくりに向けたリーディングプロジェクト

第 5 章 取組施策の推進体制

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

本市は埼玉県のほぼ中央に位置し、市内には秩父山地を源流とする荒川や元荒川、見沼代用水が流れるなど水利に恵まれており、おおむね平坦な地形を活かした豊かな田園地帯が広がっています。また、大宮台地の一部をなす本市の南部には、武蔵野の面影を伝える雑木林が残っています。

このような水と緑に恵まれた豊かな自然環境は、本市にとって貴重な財産であり、これらを未来に引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの責務です。

本計画は、市名の由来の一つともいわれ、市民にとってなじみの深い「コウノトリ」を自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとして掲げ、本市の大きな特長である首都圏有数の豊かな自然環境の保全・再生やこの特長を活かした地域振興について、市民や事業者、学校などと連携した施策展開を図り、コウノトリとの共生による、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現を目指すものです。

第2節 計画策定の背景

(1) 国の動向

現在、関東各地で、コウノトリやトキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目指した取組が進んでいます。これは、今後概ね10ヶ年間にわたる国土づくりの方向性を示す計画として平成20年7月4日に閣議決定された『国土形成計画（全国計画）』において、計画の方向性を示す8つの基本的な施策の一つに、「環境保全及び景観形成に関する基本的な施策」が位置づけられ、健全な生態系の維持・形成を図る取組として「エコロジカル・ネットワーク¹の形成を通じた自然の保全・再生」が明示されたことが契機となっています。

また、『国土形成計画（全国計画）』を受け、平成21年8月に策定された『首都圏広域地方計画』では、「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」が、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略プロジェクトの一つに位置づけられました。

これらを背景に、国土交通省国土計画局は、平成21年11月から「平成21年度広域ブロック自立施策推進調査」を開始しました。この調査では、河川や農地等の水辺環境エコロジカル・ネットワークの指標になるとともに、地域振興・経済活性化にも貢献する魅力的な地域づくりのシンボルとして、“コウノトリ・トキの野生復帰”を主要テーマとしたうえで、コウノトリ・トキとの係わりがある関東5エリア（荒川流域エリア、利根運



「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会」第1回会議の様子

¹ エコロジカル・ネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。

河エリア、渡良瀬遊水地エリア、北総エリア、房総中部エリア)の3県20市町をモデルに、エコロジカル・ネットワーク形成に向けた広域連携モデルづくりについて検討が進められました。

調査と連携する形で、平成21年12月には「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会(事務局:国土交通省関東地方整備局)」が設置され、南関東地域の4県(埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県)を対象に、コウノトリ・トキを指標とした水辺環境の保全・再生方策及び将来のコウノトリ・トキの野生復帰に向けた魅力的な地域づくりを目指したエコロジカル・ネットワーク形成プロジェクトが始動しました。

検討委員会では、国・県・市町村といった行政機関をはじめ、学識経験者・民間の環境団体等、多様な主体が協働・連携を図り、それぞれの地域ごとの特性を活かした地域づくり・環境づくりと、相互連携による広域的なエコロジカル・ネットワークの形成を目指した取組について検討されました。検討委員会で出された意見は最終的に提言として取りまとめられ、コウノトリ・トキの野生復帰を通じて「環境の世紀」にふさわしい地域振興・経済活性化方策に取り組み、魅力的かつ内発的な地域づくりのための広域連携モデルづくりの形成を推進することが宣言されました。

また、コウノトリ・トキがかつて関東全域に広く分布していたとしたうえで、南関東地域におけるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくり推進の基本方針として、この両種とともに野生復帰の目標とし、対象地域間の連携を図りながら南関東から関東全域への魅力的な地域づくりの展開を進めていくことが確認されました。



関東地域におけるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの将来像図

出典:南関東エコロジカル・ネットワーク検討委員会・成果2

さらに、この検討委員会を発展させる形で、平成26年2月に「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」が設立されるなど、コウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目指す国の取組は、「検討段階」から具体的な「実行段階」に移行しつつあります。

本市は、南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会及び関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会の委員を務めるなど、本市が核となる「荒川流域エリア」を中心としたエコロジカル・ネットワークの形成に向けた取組に参画しています。



「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」
第1回会議の様子

(2) 自治体の動向

国による「関東エコロジカル・ネットワーク」の形成に向けた取組を契機として、自治体間でも具体的な動きが見られています。

南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会に首長が委員として参加していた鴻巣市・野田市・小山市が近隣自治体に呼びかけを行い、平成22年7月に「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されました。

フォーラムでは、生態系の高次消費者であるコウノトリやトキに着目し、取組を進めることにより、多様な生物が生息可能な環境づくりが可能となるほか、併せて環境と経済の調和を図った地域振興・経済活性化の方策を広域的な連携により取り組むことにより、地域の自立的な発展に貢献することが可能になるとしたうえで、多様な主体の協働・連携によるコウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成と、地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりの実現を設立趣旨としています。

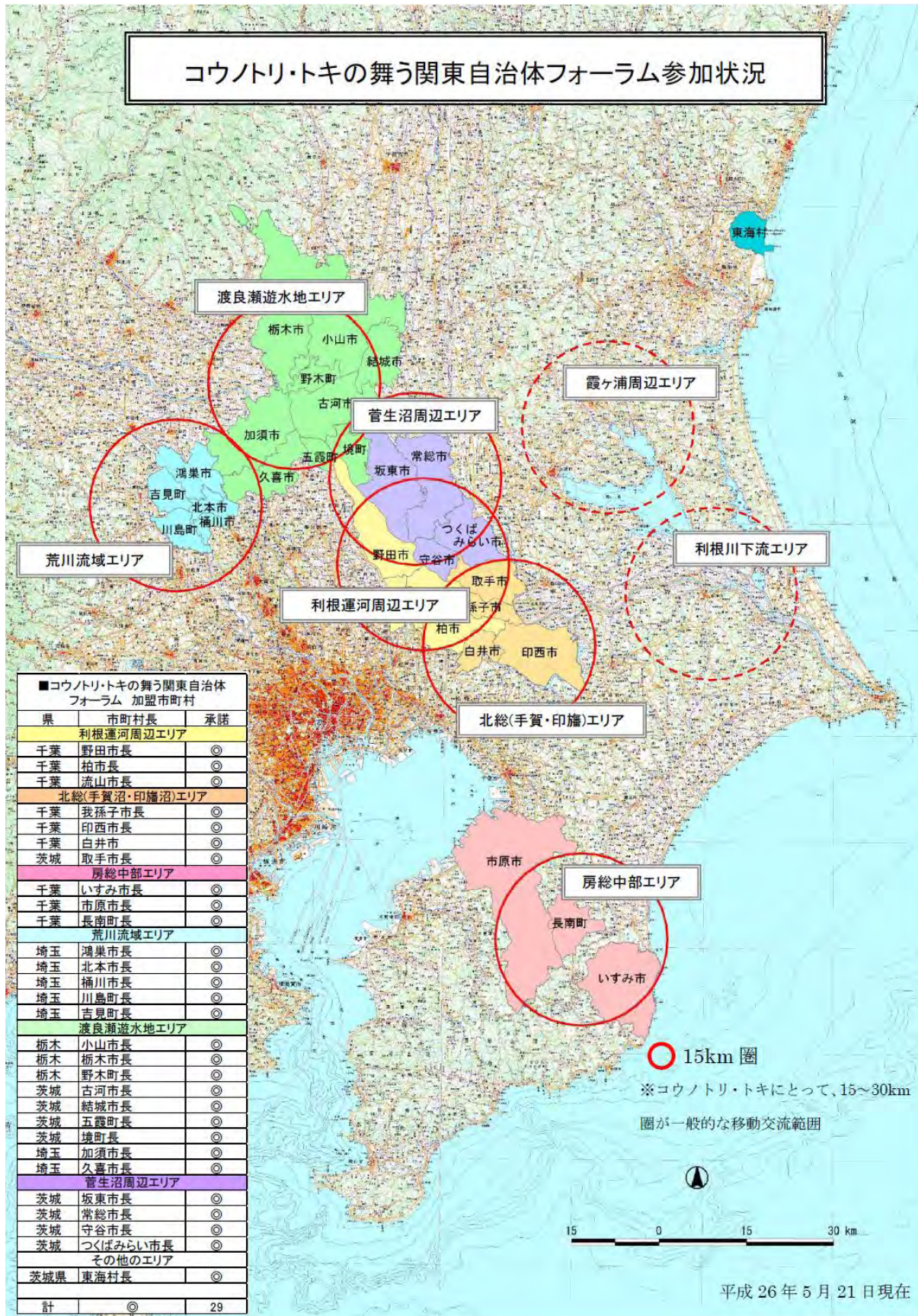
具体的な取組としては、県域を越えた市町村間の交流・意見交換を行うとともに、国等関係機関に対して施策の発案や事業実施の要望などの働きかけを継続的に行っています。

フォーラムの取組は、関東地方で着実に広がっており、平成22年7月の設立時には4県27市町村が参加していましたが、平成26年5月現在では、4県29市町村まで拡大しています。

鴻巣市は、市長が設立当初から副代表理事を務めており、取組の先導役を担っています。



「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」
平成26年度の国土交通大臣への要望の様子



コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム参加状況
 出典:コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム総会資料

また、フォーラムの代表理事を務める千葉県野田市では、利根運河に隣接する江川地区を拠点に、「自然と共生地域づくり」を進めています。コウノトリは、そのシンボルとして位置づけられ、平成24年12月4日から1ペア（2羽）のコウノトリの飼育を開始し、平成25年には2羽、平成26年には3羽の雛が誕生し、計6羽が飼育されています（平成26年10月31日現在）。

このほか、コウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成と魅力的な地域づくりの実現を目指し、千葉県いすみ市でコウノトリを、栃木県小山市でトキの飼育を目指しています。



千葉県野田市で飼育されているコウノトリ

（3）荒川流域エリアの動向

荒川流域エリアでは、国や関東各地の取組に先行して検討が開始されました。

平成20年2月には、このエリアのエコロジカル・ネットワーク形成や地域振興・経済活性化に向け「荒川流域コウノトリ・トキ地域づくり勉強会（事務局：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所）」が設置され、学識経験者と自然環境団体等のほか、行政では埼玉県と沿川5市町（鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町）が参加して検討が行われました。

また、平成22年2月には、南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会と連動する形で「南関東地域における水辺環境エコロジカル・ネットワーク形成による魅力的な地域づくり荒川流域ワーキング」が開催されています。

さらに、荒川流域エリアにおけるさらなる事業推進を目指し、平成23年度と平成24年度に準備会と勉強会を重ね、平成25年5月に「荒川流域コウノトリ地域づくり連絡会（事務局：鴻巣市、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、北本市）」が発足するに至っています。連絡会には、事務局のほか、埼玉県と荒川中流域に位置する桶川市、川島町、吉見町が参加し、先進自治体への視察などによる新たな情報の収集と共有化を図っているほか、荒川流域エリアとしての一体感を醸成する取組についても検討を進めています。



「荒川流域コウノトリ地域づくり連絡会」
第4回総会の様子

(4) コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（IPPM）の設立

国内のコウノトリの多くは飼育下にあり、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等により手厚く保護されています。

飼育下（生息域外）の個体群については、公益社団法人日本動物園水族館協会（以下「JAZA」という。）を中心に、これまでコウノトリの血統登録や飼育施設間での個体交換などが行われてきました。しかしながら、コウノトリを飼育している施設の収容羽数が既に限界に近いために年ごとの繁殖数の制限を行っており、将来の歳構成がいびつになる可能性や、飼育・繁殖技術が低下してしまうことなどが指摘されています。また、新たな個体の導入が困難な状況の中で、一部のペアによる家系の個体数が突出しているなど、遺伝的多様性の低下が懸念されています。

野外（生息域内）のコウノトリについても、兵庫県による平成17年9月の試験放鳥以降繁殖が進む中で兄弟姉妹関係の個体が増えており、近親婚のペアによる繁殖行動がみられるなど、域内個体群の血統管理も困難になりつつあります。

さらに、福井県や千葉県野田市など、JAZAに加盟していない施設でもコウノトリの飼育が近年開始されるなど、これまで以上に飼育施設間の緊密な連携が重要となってきました。

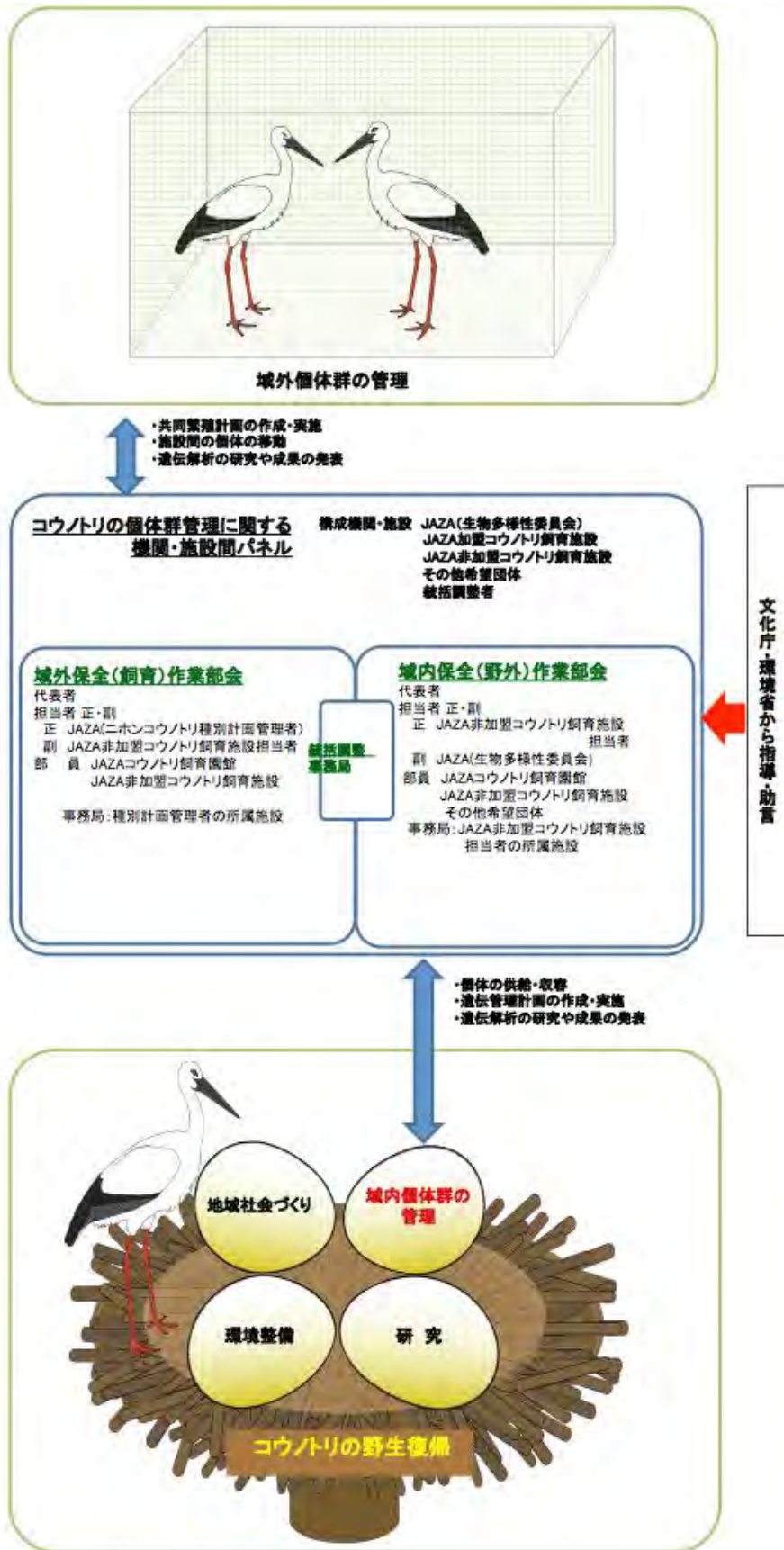
そこで、JAZAと多摩動物公園、兵庫県立コウノトリの郷公園が中心となり、コウノトリの個体群の保全に必要な課題を関係機関・飼育施設等で協議し、解決策の実施及び支援を行うことを目的に、平成25年12月、「コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（Inter-institutional Panel on Population Management of the Oriental White Stork（略称：IPPM））が設置されました。

IPPMには、JAZA生物多様性委員会やJAZA加盟飼育施設のほか、JAZAに加盟していない飼育施設である兵庫県立コウノトリの郷公園や福井県、野田市も参加しています（別表参照）。

さらに、コウノトリの所管官庁である環境省と文化庁についても、必要に応じて指導、助言を仰ぐとしており、さまざまな機関が連携・協力してコウノトリの種の保存を目指す体制づくりが図られています。

別表 IPPMの構成員

1	JAZA 生物多様性委員会	
2	JAZA 加盟飼育施設	
	秋田市大森山動物園	仙台市八木山動物公園
	埼玉県こども動物自然公園	東京都恩師上野動物園
	東京都多摩動物公園	東京都井の頭自然文化園
	東京都葛西臨海水族園	江戸川区自然動物園
	横浜市立よこはま動物園	富山市ファミリーパーク
	豊橋総合動植物公園	大阪市天王寺動植物公園
	広島市安佐動物公園 佐世保市亜熱帯動植物園	福岡市動植物園
3	JAZA 非加盟飼育施設	
	兵庫県立コウノトリの郷公園 野田市・こうのとり の里（飼育施設）	福井県



JAZA:公益社団法人日本動物園水族館協会
JAZA非加盟コウノトリ飼育施設:兵庫県、福井県、野田市(千葉県)
統括調整者:各部会代表者とJAZA・生物多様性委員長

IPPM のイメージ図

出典:コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル関係者会議資料

第3節 豊かな自然環境とコウノトリ

日本の田園や水辺では、かつて、コウノトリをはじめとする多種多様な生きものが生息しており、豊かな自然環境の中で人間と共に暮らしていました。

たくさんの生きものが生息できる環境は、人間にとっても住みよい環境であるといえます。本市に残る自然環境を守り育むことで、私たちの生活はより豊かなものになっていきます。

(1) コウノトリの特徴

コウノトリは、コウノトリ目コウノトリ科の鳥で、体長は約110～115 cm、体重は約4～5 kgで、両翼を広げると200 cmにもなる大型の鳥です。食性は完全な肉食で、魚やカエル、昆虫などを食べ、水田や河川、湿地といった水辺生態系ピラミッドの頂点に立つ高次消費者に位置づけられます。

本来は渡り鳥で、繁殖地である極東地域（アムール川中流域）から越冬地の中国東部（揚子江中流域）や韓国、台湾などの間を渡っていましたが、日本に渡ってきたコウノトリは、国内に留まり繁殖する個体も多く、古くから日本各地に生息していたと考えられています。

江戸時代には、関東はもとより東北地方から九州地方まで広く分布していたことが各地の産物帳の記録や当時の様子を伝える屏風絵などから伺えます。

しかし、明治維新以降の狩猟解禁により乱獲が進んだほか、営巣場所となる巨木（マツ）の伐採や農業の近代化による圃場整備、河川改修による餌場となる湿地の消滅、そして水銀剤の農薬使用による餌生物の減少など、コウノトリの生息環境が急激に悪化した結果、昭和46年に兵庫県豊岡市内で保護した野生最後の1羽が死亡し、国内の野生コウノトリは絶滅しました。

一方、兵庫県では、昭和40年にコウノトリ飼育場（現：兵庫県立コウノトリの郷公園附属飼育施設コウノトリ保護増殖センター）が豊岡市内に建設され、コウノトリ1つがいを捕獲して人工飼育が開始されました。人工繁殖は長い間うまくいかず苦難の日々が続きましたが、昭和63年に多摩動物公園で国内では初めて飼育下での繁殖に成功したほか、平成元年には豊岡でも成功するなど順調に増殖し、全国の施設で約200羽が飼育されています（平成26年7月現在）。

さらに、コウノトリの野生復帰に向け、平成17年に豊岡市にて5羽の試験放鳥が行われ、平成19年には国内で46年ぶりとなる野外での繁殖が成功しました。その後、野外繁殖が続き、放鳥も継続的に行われるなどした結果、平成26年7月現在、豊岡市を中心に83羽が生息する（野生個体1羽を含む。）など、野生復帰の取組は着実に進んでいます。

放鳥された個体は全国各地に飛来しており、関東でも平成23年に千葉県房総地域と利根川下流域沿川や群馬県安中市、そして平成26年に千葉県いすみ市などで確認されています。



種名	コウノトリ (Oriental White Stork, Oriental Stork, Japanese White Stork)
学名	<i>Ciconia boyciana</i> (Swinhoe, 1873)
分類	コウノトリ目 コウノトリ科 コウノトリ属
全長	約 110～115cm
翼開長	約 160～200cm 前後
体重	約 4～5 kg
採餌可能水深	30 cm以下
食性	肉食 (ドジョウ、カエル、昆虫など)
保護上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ IUCN (国際自然保護連合) レッドリスト (ver 3.1) 絶滅危惧 I B類 (EN) ・ 環境省第4次レッドリスト (2012年) 絶滅危惧 I A類 (CR) ・ 文化財保護法 特別天然記念物 (1956年指定) ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 国内希少野生動植物種 (1993年指定) ・ CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) 附属書 I (今すでに絶滅する危険性がある生き物)



(2) 人と共に生きるコウノトリ

コウノトリが野生下で生息するためには、採餌環境、営巣環境、ねぐらが備わった豊かな自然環境が必要です。完全肉食の大型鳥類であるコウノトリは、飼育下で1日に約500gの餌が必要といわれる大食漢です。

また、何十kmもの移動を行うこともあり、移動範囲が最も狭まる子育ての時期でも半径2kmのなわばりを持つことが知られています。

コウノトリが年間を通じて生息し繁殖できるということは、その地域に餌となる多くの生きものが四季を通じて育まれる豊かな自然環境があり、それらが広域的にネットワークされていることの証でもあります。つまり、コウノトリは、『多様で豊かな生態系のシンボル』になり得る存在です。

一方、有機農法や減農薬・減化学肥料の農法といった、いわゆる環境にやさしい農業が全国各地で進められています。これらの農法による米作りでは、コウノトリの餌ともなる多様な生きものが育まれるとともに、人間にとっても安心・安全なお米が生産されます。こうしたお米は、付加価値の高いブランド米として販売されるなど、地域農業の振興にも繋がっていきます。

また、コウノトリやコウノトリの子育ては多くの人々の心を惹きつけます。コウノトリが舞う美しい景観を持つ地域には、その地域に住み続けたい、その地域で子どもを産み育てたいといった「人を呼び込む魅力」があります。コウノトリは、『地域活性化のシンボル』として大きな影響力を持つものと考えられます。

さらに、コウノトリは、赤ちゃんを運んでくる伝承で知られているほか、幸せを呼ぶ「瑞鳥」として昔から人々に親しまれ愛されてきました。また、白くて大きく、多くの人の目にとまりやすい鳥であり、人目を気にすることなく子育てをするその姿に自然と共に生きるということを実感させてくれます。どんなに多くの言葉で自然と共生するまちづくりの必要性を説明するよりも、実際にコウノトリが地域に生息することが人々に感動を与え、心を動かし、行動を引き出すことにつながります。コウノトリは、『自然と共生する暮らしのシンボル』として人々に受け入れられるものと考えられます。

コウノトリをこれらのまちづくりのシンボルとすることについては、「このとり伝説」が伝わり、市民にとって非常になじみの深い存在である本市では、より大きな役割を果たすことが期待されます。



コウノトリを頂点とする
水辺生態系ピラミッドのイメージ図

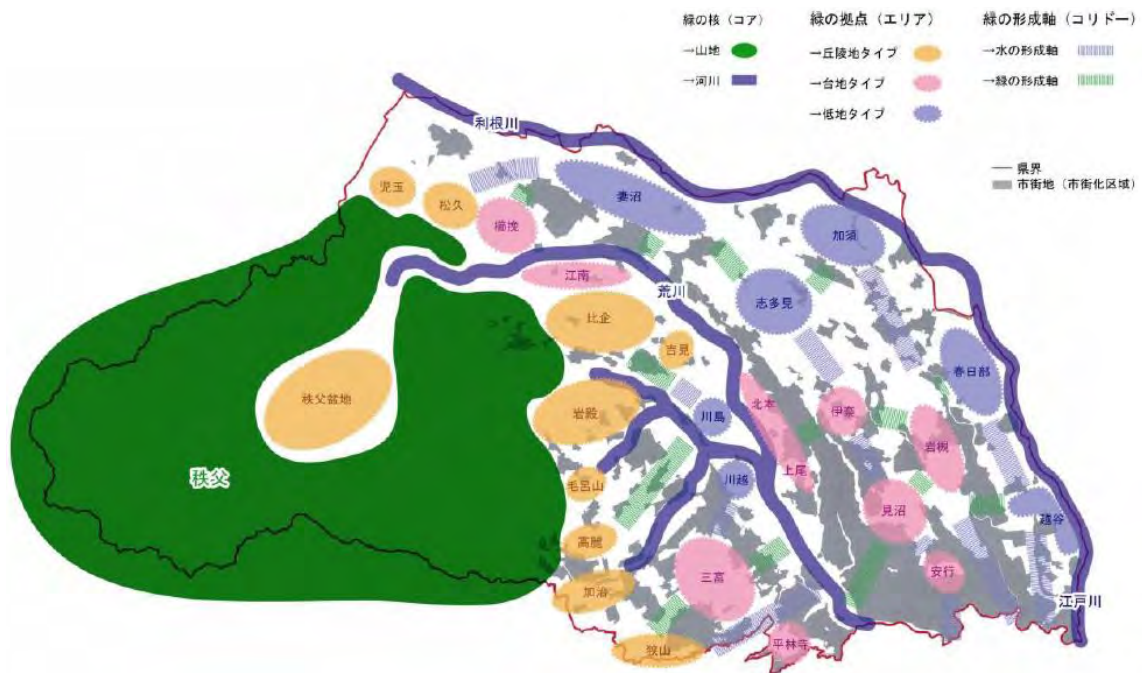


第4節 本市を取り巻く自然環境

(1) 広域からみた本市の自然環境

関東平野の西部に位置する埼玉県は、東部の広大な低地から西方に進むにつれ台地、丘陵地、山地へと次第に高くなり、西南部では2,000m級の山々が連なっており、秩父の山々をはじめ、武蔵野の面影を残す雑木林、豊かに広がる田園と屋敷林、水と緑に彩られた荒川や利根川など、多様な地形に多彩な緑が数多く残されています。

こうした特徴をふまえ、埼玉県では、秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の「核（コア）」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全してネットワークの「拠点（エリア）」づくりを進めるとともに、緑の連続性を確保しながら「形成軸（コリドー）」とし、埼玉の多彩な緑が織り成すネットワークの形成を目指しています。



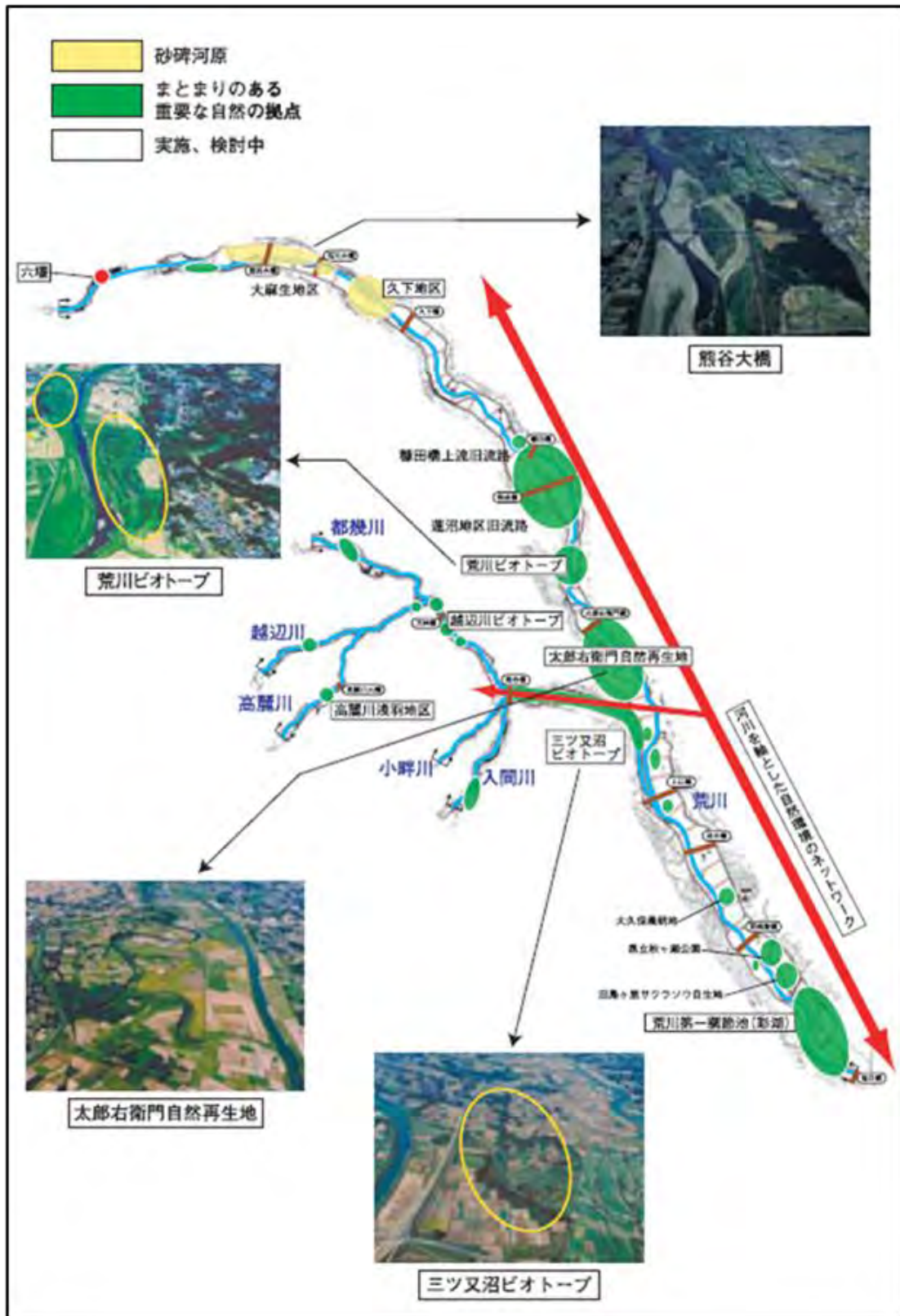
緑のネットワーク形成概念図

出典:埼玉県広域緑地計画

また、埼玉県の「母なる川」とも呼ばれる荒川は、幹川流路延長約173km、流域面積2,940km²、流域内人口約975万人（平成22年3月現在）の一级河川です。鴻巣市と吉見町とを結ぶ御成橋付近の川幅（兩岸の堤防間の距離）は2,537mと、日本一を誇っています。

本市を含む荒川の中流域では、武蔵野台地・大宮台地に挟まれた沖積低地を1/1,000から1/5,000の勾配で緩やかに蛇行しながら流れており、河川敷は公園やグラウンドなどに利用されています。また、沿川の地域では、農地開発が行われて水田地帯が広がっています。また、荒川中流域の河川敷には、集落とともに整備された屋敷林や旧流路の周辺にあるヤナギ林やハンノキ林、岸部に林を伴った水路、野生生物の生息地としても機能している水田や畑地など、様々な自然が広く残っています。こうした地域のなかでは、自然状態が良いところでなくては暮らせないホンドキツネやサシバなどの動物も確認されています。

現在、国土交通省荒川上流河川事務所では、荒川を自然の大きな柱と考え、荒川の河川敷にあるネットワークの「核」となる自然の拠点を保全・回復する整備を行うことにより、ビオトープのネットワーク化の実現を目指して取組を進めています。



荒川に分布する自然の拠点

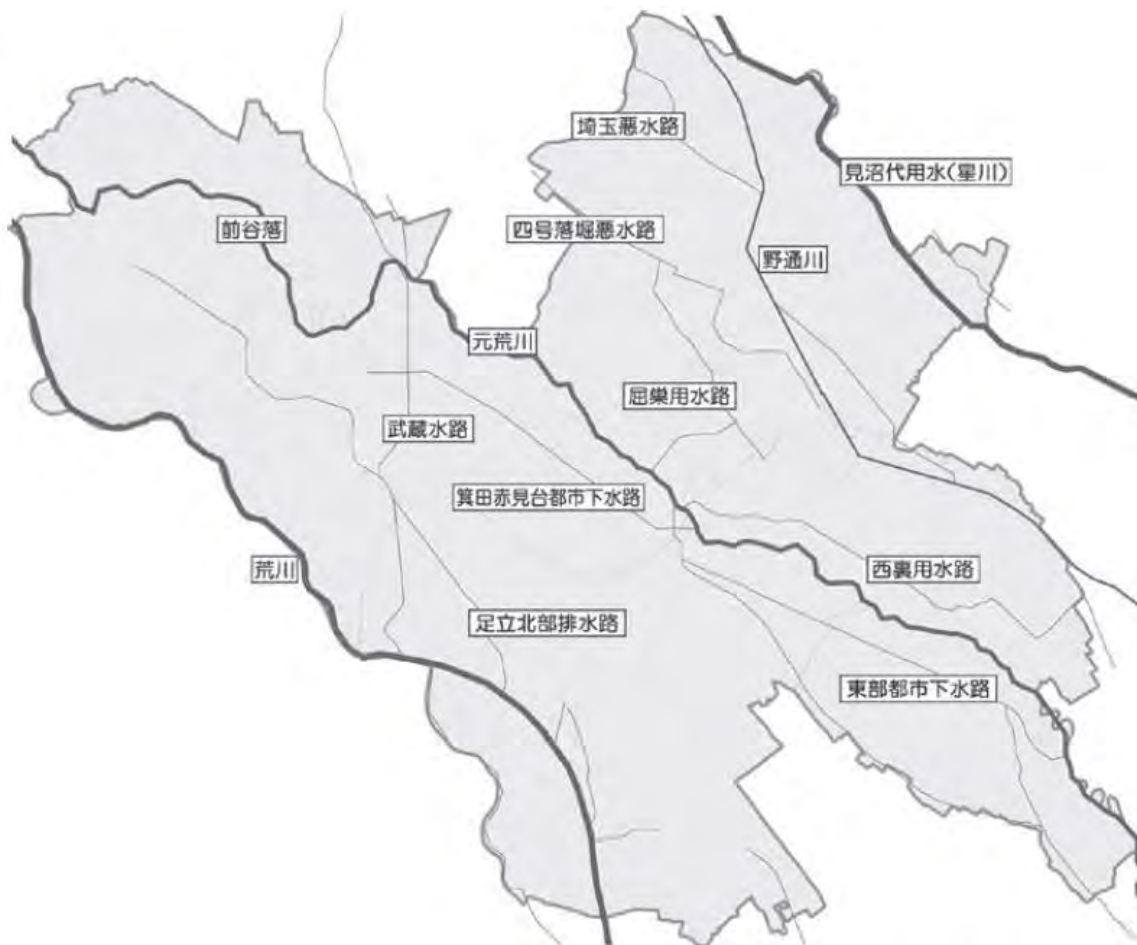
出典: 国土交通省荒川上流河川事務所ウェブサイト

(2) 本市の自然の特徴と土地利用状況

本市は、埼玉県ほぼ中央部に位置し、市域の南部は大宮台地の一部をなしていますが、大部分は荒川低地に位置しており、概ね平坦な地形を呈しています。

市の南西を荒川、中央を元荒川、東部を見沼代用水（星川）が流れるなど水利に恵まれており、関東ローム層や荒川沖積層からなる肥沃な土地は、水田と花卉栽培などに適しています。

また、吹上地域を中心とする市域の北部一帯は、かつて水が豊富に地上高く吹き上げており、こうした地下水の自噴現象が「吹上」という地名の由来になったともいわれています。

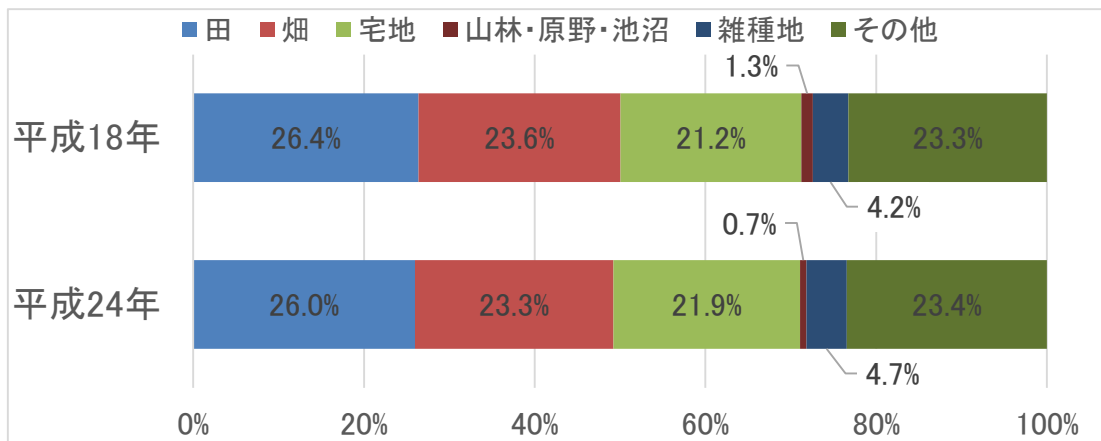


鴻巣市の水系

出典：鴻巣市環境基本計画

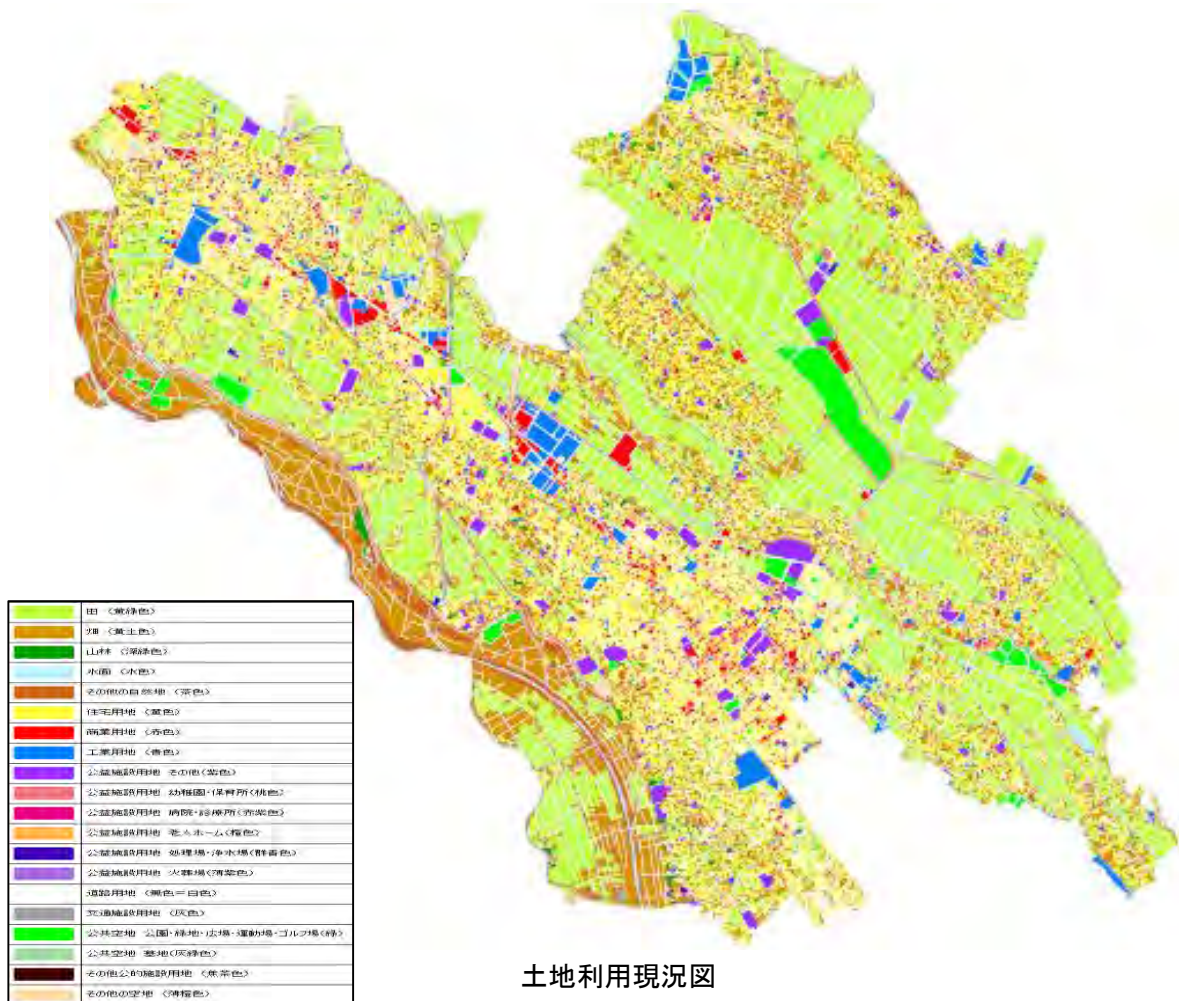
江戸時代に中山道が定められると、鴻巣に宿駅が設置され県内屈指の宿場としての賑わいを誇ったほか、吹上も旅人が休息する「間の宿」として栄えました。こうした歴史から、中山道やJR高崎線に沿った地域を中心に市街地が形成され、現在でも、商業用地や工業用地、住宅用地、公共公益施設用地などの土地利用の集積が見られます。

一方、荒川や元荒川に沿った地域では、田畑や自然地などの土地利用が見られます。特に川里地域や笠原地区、常光地区には水田を中心に農地が広がっており、市域の約半分が農地として利用されています。



地目別面積
市町村勢概要(埼玉県統計課)を基に作成

また、市内には、屋敷林や寺社林などを中心に樹林地が点在しています。特に、北本市へと繋がる荒川沿いには貴重な斜面林がまとまって分布しています。また、荒川に架かる糠田橋の上流側には埼玉県の蝶であるミドリシジミをはじめとした多くの野生の生きもののすみかとなる「ハンノキ林」が広がっています。御成橋付近では、広大な河川敷のなかにコウノトリの採餌に適した良好な土水路が残されています



第5節 本市に息づくコウノトリ

本市にとってコウノトリは、市名の由来の一つといわれる縁のある生きものです。市内にある鴻神社には、「木の神」と呼ばれる大樹に巣をかけたコウノトリが大蛇と闘って退散させたところ、「木の神」が人々を害することがなくなったという『このとり伝説』が残っています。毎年10月に開催される「おおとりまつり」では、伝説にちなんだパレードが行われ、多くの市民で賑わっています。



鴻神社(鴻神社ウェブサイトから転載)



おおとりまつりの様子

市内では、様々な場所でコウノトリにちなんだモノを見ることができます。

J R 鴻巣駅前東口広場では、鴻巣駅東口駅前広場モニュメント設置実行委員会が、市民からの寄付金を基にコウノトリのモニュメントを作製し、平成 20 年 7 月に設置しました。また、J R 鴻巣駅前のエルミパークには、コウノトリが描かれた花壇が設置されています。

このほか、中山道沿いの商店街には、歩道にコウノトリのデザインタイルが敷設されているほか、コウノトリのタペストリーが街路灯に掲げられています。

これらに加え、鴻神社も面している都市計画道路三谷橋大間線の一部区間を「このとり通り」との愛称を付け、市のシンボルロードの一つに位置付けています。



JR 鴻巣駅東口にあるコウノトリのモニュメント



コウノトリが描かれた花壇



コウノトリのデザインタイル



コウノトリが描かれた商店会の旗



「このとり通り」の看板

産業分野でも、コウノトリが活用されています。

農業分野では、地元生産者が農業協同組合、埼玉県、市と連携し、農薬と化学肥料の使用量を50%削減して埼玉県の特別栽培認証を受けた米を生産し、「こうのとり伝説米」の名称で販売しています。環境にやさしい農業の普及・拡大の面からも、今後、市の誇るブランド米である「こうのとり伝説米」の販売・生産の拡大が期待されます。

商業分野においても、鴻巣市商工会が、鴻巣の自慢の逸品や魅力的な商品として推奨する「こうのす特産品」の一つとして、コウノトリにちなんだ菓子製造・販売されており、本市の特産品として親しまれています。

また、市内を中心に、「NPO法人鴻巣こうのとりを育む会」が、コウノトリの飼育・放鳥を目指して活動しています。この団体の前身となる「こうのとりを育む会」は平成19年1月に発足し、その後、平成22年5月には、2万3,616名分の署名とともに、コウノトリの飼育を求める要望書を市に提出しました。また、平成22年7月には、コウノトリの飼育・放鳥の先進地である兵庫県豊岡市長を招聘して講演会を開催したほか、豊かな自然環境を残すべく、鴻巣市観光協会と連携し、ビオトープ試験場として「こうのすコウノトリ郷公園」を整備、管理・運営しています。

市でも、まちづくりのシンボルとしてコウノトリを活用しています。

合併1周年を記念して平成18年10月に制定されたシンボルマークは、鴻巣の頭文字「K」がメインモチーフとなっていますが、右側部分は「はばたくコウノトリ」を表しており、飛躍する鴻巣市のイメージを表現しています。

また、メインキャラクターの「ひなちゃん」は、コウノトリのヒナをモチーフとしており、本市とコウノトリとのつながりをアピールするとともに、市内外への情報発信に貢献しています。



「こうのとり伝説米」のパッケージ



鴻巣市シンボルマーク



メインキャラクター「ひなちゃん」

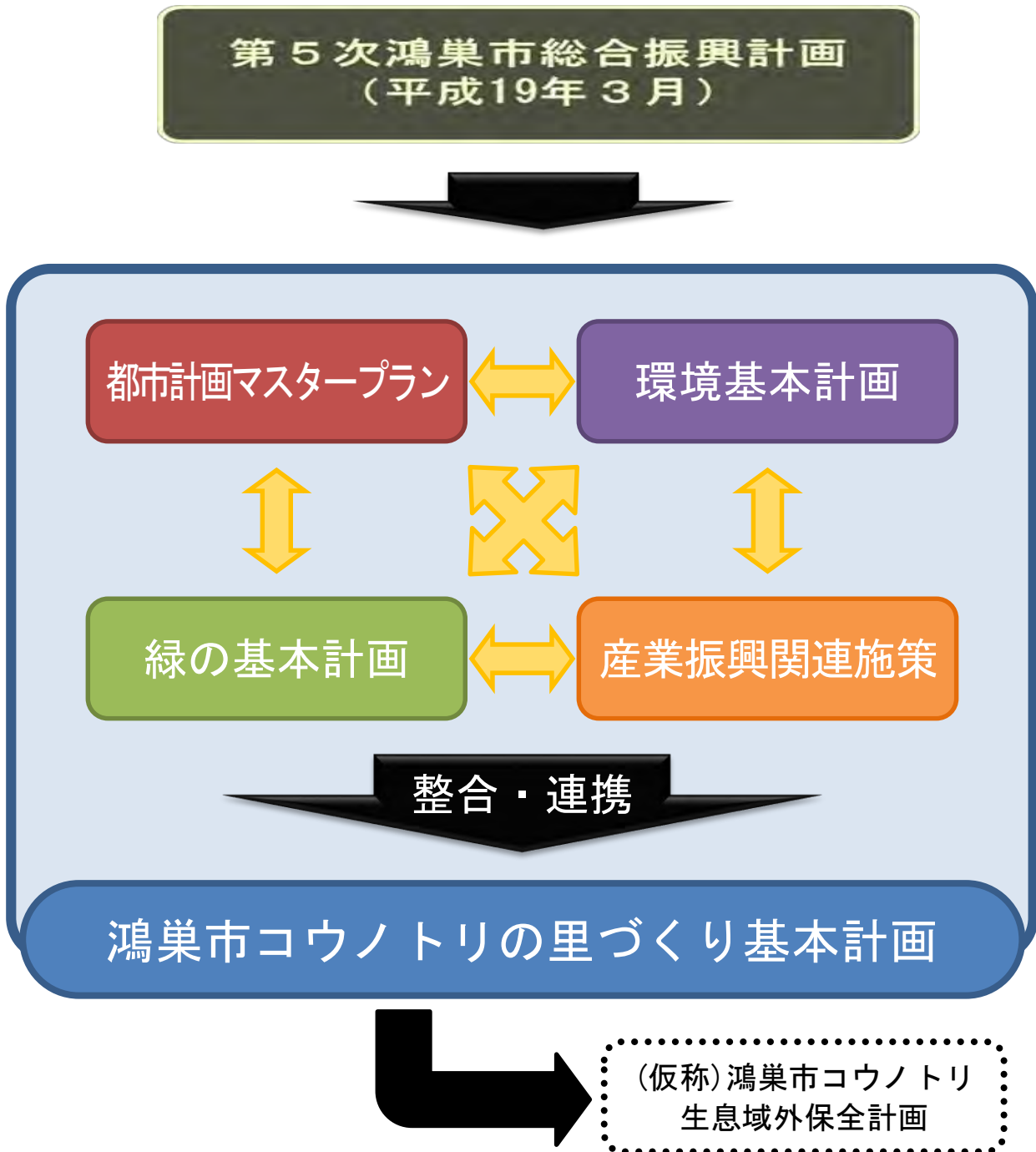
このように、鴻巣市民にとってコウノトリは、非常に身近でなじみのある存在となっており、深く本市に息づいています。

第6節 本計画の位置づけ

コウノトリとの共生による、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」づくりの実現を目指す本計画は、第5次鴻巣市総合振興計画を上位計画とし、まちづくりに係る市の諸計画の関連分野を包含する計画として位置づけられます。

そのため、他計画との整合性を図りつつ、効果的な取組が図られるよう実現に向けた検討を進めます。

また、関連する諸計画を改訂する際には、本計画に示した方針を尊重し、適宜、内容に反映していくものとします。



コウノトリの里づくり基本計画の位置づけ

第2章 計画の目指す将来像

第1節 目指すべき将来像

たくさんの生きものが生息することができる環境は、私たち人間にとっても住みよい環境であり、本市に残る自然環境を守り育むことで、私たちの生活はより豊かなものになっていきます。

そこで、市民にとってなじみの深い「コウノトリ」を、自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとして掲げ、本市の大きな特長である首都圏有数の豊かな自然環境の保全・再生やこの特長を活かした地域振興について、市民や事業者、学校などと連携した施策展開を図り、コウノトリとの共生による、『人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす』の実現を目指します。

目指す将来像

人にも生きものにもやさしい
コウノトリの里 こうのす



第2節 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、短期的な成果向上は困難な施策分野もあることから、中・長期的な視点からも取組を進めることとします。

第3節 基本方針

先に掲げた目指す将来像の実現に向け、次の3つの基本方針のもと、関連する取組を進めます。

基本方針1 自然と共生する環境づくり



コウノトリをシンボルに、生物多様性が確保される環境づくりを進めます。

基本方針2 にぎわいのある元気なまちづくり



コウノトリをシンボルに、活気のある鴻巣のまちづくりを進めます。

基本方針3 笑顔が輝く担い手づくり



コウノトリをシンボルとしたまちづくりを支える人材を育成します。

第3章 将来像の実現に向けた取組施策

第2章に掲げた基本方針に基づき、次の施策に取り組んでいきます。

第1節 施策体系

基本方針1 自然と共生する環境づくり

水辺の生態系ピラミッドの頂点にたつコウノトリをシンボルに、コウノトリ“も”生息することができる環境づくりを進め、人にも、生きものにも安全・安心で持続可能な環境をつくり、将来世代に引き継ぐ基盤としての自然環境の保全・再生を進めていきます。

(1) 人にも環境にもやさしい農業の推進	①環境にやさしい農法の普及・拡大
	②生きものに配慮した田んぼづくり
(2) エコロジカル・ネットワーク形成の推進	①荒川、元荒川等における湿地、河畔林の保全・再生
	②緑地（斜面林）の保全・育成
(3) コウノトリの飼育の推進	①飼育に向けた準備の推進
	②拠点施設の運営・活用体制づくり

基本方針2 にぎわいのある元気なまちづくり

本市では、これまでも市名の由来でもある『こうのとり伝説』を活かしたまちづくりを進めてきました。今後も、本市の特長である自然・歴史・文化・食等の様々な地域資源や地域の魅力を、豊かな自然環境のシンボルとしての「コウノトリ」を活かして発信することで、環境と経済が調和した活力あるまちづくりをさらに進めていきます。

(1) コウノトリを活かした地域産業の振興	①地域ブランドの確立に向けた取組支援
	②コウノトリを活かした観光の推進
(2) コウノトリを活かしたプロモーションの推進	①コウノトリをシンボルとした情報発信の充実
	②コウノトリに縁のある他地域との交流促進

基本方針3 笑顔が輝く担い手づくり

「コウノトリ」をシンボルとした環境づくり・まちづくりは、行政はもちろん、市民・事業者・学校など、多くの担い手の方々と環境づくり・まちづくりの大切さや意義、その進め方などを共有し、「オールこうのす」で取り組むことが必要です。そのため、共に環境にやさしいふるさとづくりを担う人づくりを進めるとともに、取組を支える市民意識の醸成を図っていきます。

(1) コウノトリを活かした環境教育・学習の推進	①環境教育の推進
	②学習を活かせる場の創設
(2) 市民意識の向上・醸成	①コウノトリの里づくりに向けた普及啓発の推進
	②市民団体等による取組の推進

第2節 自然と共生する環境づくり

(1) 人にも環境にもやさしい農業の推進

都市における貴重な自然環境であり、コウノトリの主要な採餌環境でもある水田での取組として、地域における水田の諸条件（地形、気候、水利等）に合った、自然と共生する、人にも生きものにもやさしい農業の推進を支援していきます。これは、ただ単に昔の農法に戻るのではなく、必要に応じて昔の農法も取り入れながら、多くの生きものを育む安全・安心な農法の確立・普及と、人の営みによって育まれる湿地環境としての水田づくりを目指すものです。

個別施策

施策① 環境にやさしい農法の普及・拡大

施策② 生きものに配慮した田んぼづくり



環境にやさしい農法による水田づくり



水田と用水路をつなぐ魚道

(2) エコロジカル・ネットワーク形成の推進

水田とともに、コウノトリにとって重要な採餌環境となる河川の護岸や浅瀬、湿地²のほか、営巣・ねぐら・休息の場となる河畔林をはじめとした樹林地について、河川管理者などとの連携を進めることにより、その保全・育成を図ります。さらに、水辺と樹林とのつながり（連続性）に配慮して、それらの自然を一体的に保全・再生するとともに、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間であるビオトープの保全や整備を促進することにより、市域全体の生物多様性を高めるエコロジカル・ネットワークの形成を進めます。

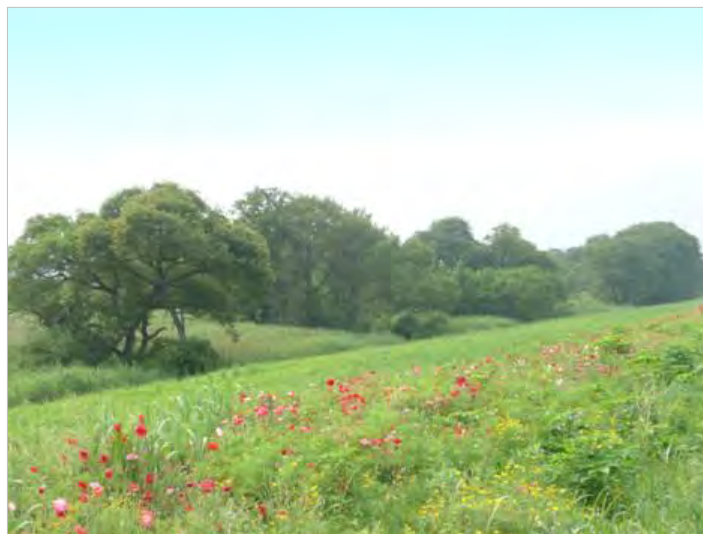
個別施策

施策① 荒川・元荒川等における湿地、河畔林の保全・再生

施策② 緑地（斜面林）の保全・育成



コウノトリの採餌に適した自然環境(元荒川)



荒川流域に広がるハンノキ林

² ここでは天然・人工、流水・止水等のいかんに関わらず湖沼・河川・水路・浅瀬・湿原・沼沢地などの全ての水辺を指す。

(3) コウノトリの飼育の推進

自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとして「コウノトリ」を掲げるとともに、先の3つの基本方針に基づく取組の進捗状況を確認しながら、飼育拠点の選定や施設の整備、個体引き受けのための手続き、飼育の体制づくりなど、コウノトリの飼育実現に向けた取組を進めます。

個別施策

施策① 飼育に向けた準備の推進

施策② 拠点施設の運営・活用体制づくり



【参考】千葉県野田市で飼育しているコウノトリ



【参考】兵庫県立コウノトリの郷公園の飼育ケージ

第3節 にぎわいのある元気なまちづくり

(1) コウノトリを活かした地域産業の振興

「コウノトリ」をシンボルとする自然と共生する環境づくりを軸としながら、広く地域産業の振興に結び付ける取組を推進します。

また、「川幅日本一」など、すでに本市のブランドとして全国的に知られているテーマとも連携することにより、より効率的なPRを進めていきます。

個別施策

施策① 地域ブランドの確立に向けた取組支援

施策② コウノトリを活かした観光の推進



本市の誇るブランド米「このとりの伝説米」



メインキャラクター「ひなちゃん」

(2) コウノトリを活かしたプロモーション³の推進

本市の取組や魅力を、豊かな自然環境のシンボルである「コウノトリ」を有効活用して情報発信することにより、市の認知度を高めて地域振興へとつなげるとともに、『ふるさところのす』への愛着と誇りを育むことにも発展させていきます。

個別施策

施策① コウノトリをシンボルとした情報発信の充実

施策② コウノトリに縁のある他地域との交流促進



コウノトリをシンボルとした魅力発信の場の一つであるおおとりまつり



「未来へ！コウノトリが暮らす地域連携かいぎ(平成26年7月開催)」の様子

³ 商品・サービスの販売、認知、理解、好感度、ブランド価値を促進・向上させるあらゆる活動のこと。

第4節 笑顔が輝く担い手づくり

(1) コウノトリを活かした環境教育・学習の推進

コウノトリは、豊かな自然や持続可能なまちづくりを学ぶ有効な教材と言えます。コウノトリやその生息環境となる農地・水辺環境を活かした環境教育・学習等を推進することにより、自然と共生する地域を支える人材を育成するとともに、取組に対する社会的な理解・協力を得られる地盤づくりを進めます。

個別施策

施策① 環境教育の推進

施策② 学習を活かせる場の創設



環境教育の推進(鴻巣南中学校の学校内ビオトープ)



学びを活かしたガイド活動

(2) 市民意識の向上・醸成

「コウノトリの里」づくりの実現には、市民の理解と協力が不可欠となります。そのため、広く市民を対象とした講演会やイベント等を開催し、コウノトリと共生するまちづくりに関する市民の関心や理解の向上・意識の醸成を図っていきます。

また、市民団体などの取組が拡大することも重要であることから、その活動を支援していきます。

個別施策

施策① コウノトリの里づくりに向けた普及啓発の推進

施策② 市民団体等による取組の推進



市民向け講演会の開催



市民団体による取組に対する支援

第5節 「コウノトリの里」づくりの推進に向けた財政措置

「コウノトリの里」を実現させるためには、中・長期的な取組が不可欠です。そのためには、取組を下支えする財政措置が必要です。

千葉県野田市では、「みどりのふるさと野田の実現」を目的に、「野田市みどりのふるさと基金」を設置し、その積立金により、江川地区の自然保護やコウノトリの飼育に関する取組を継続して進めています。

本市においても、コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するため、平成25年10月に「鴻巣市コウノトリの里づくり基金」を設置しました。この基金を活用することにより、環境にやさしい農業の推進や緑地の保全・再生、そしてコウノトリの飼育等に継続的に取り組み、コウノトリの野生復帰が可能となるようなたくさんの生きものが生息することができる豊かな自然環境を備える「コウノトリの里」の実現を目指します。

第4章 コウノトリの里づくりに向けたリーディングプロジェクト

第1節 コウノトリの飼育について

(1) コウノトリを飼育する意義

コウノトリは、本計画が目指すべき将来像として掲げる『人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす』の取組のシンボルとして位置づけられます。

市民にとって、コウノトリは非常になじみの深い生きものではあるものの、自然界で生息する個体はごく少数であり、生きているコウノトリを目近に見る機会は非常に少ない状況です。

このようななか、本市でコウノトリを飼育し、コウノトリがより身近な存在となることで、「コウノトリの里」づくりの取組にさらなる拍車がかかることが期待されます。また、コウノトリを飼育することは、絶滅危惧種であり国の特別天然記念物でもある本種の保護・増殖に貢献するとともに、関東地域におけるエコロジカル・ネットワーク形成に向けた取組の定着に寄与することにも繋がっていきます。

これらのことから、コウノトリの飼育を「コウノトリの里」づくりのリーディングプロジェクトとして位置づけ、その実現に向け取り組んでいきます。

(2) 飼育規模

コウノトリの飼育規模については、飼育・繁殖を行っている東京都多摩動物公園や兵庫県立コウノトリの郷公園のような大規模な施設から、単体で飼育している施設まで多岐にわたっています。

本市における飼育規模は、将来的な放鳥を見据え、まずは1ペア（2羽）の飼育を開始し、ペアによる繁殖を通じて、最終的には6羽程度の飼育を目指すものとします。

(3) 飼育施設に求められる機能

国の特別天然記念物であり、絶滅危惧種でもあるコウノトリを飼育するためには、十分な管理体制を整えるとともに、必要な機能を備えた施設を整備する必要があります。

また、本市がコウノトリを飼育する意義や目標とする飼育規模を鑑みると、コウノトリがシンボルとして市民がより身近に感じられることや、将来的な繁殖や野生復帰にも対応できることが重要です。

このことから、本市がコウノトリの飼育施設を整備する際には、つぎのような機能が求められます。

- ①飼育機能
- ②繁殖機能
- ③観察・学習・啓発機能
- ④管理機能

第4章 コウノトリの里づくりに向けたリーディングプロジェクト

これらの機能を兼ね備える飼育施設の具体的な内容については、コウノトリの飼育を先行して取り組んでいる豊岡市や野田市などの事例を研究するとともに、IPPMをはじめとした有識者の助言を受けながら調整を進め、最終的に『(仮称) 鴻巣市コウノトリ生息域外保全実施計画』を取りまとめる中で検討していきます。



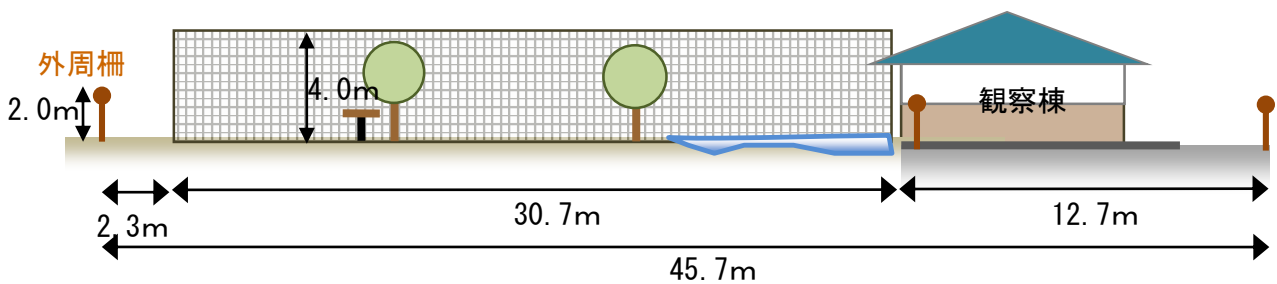
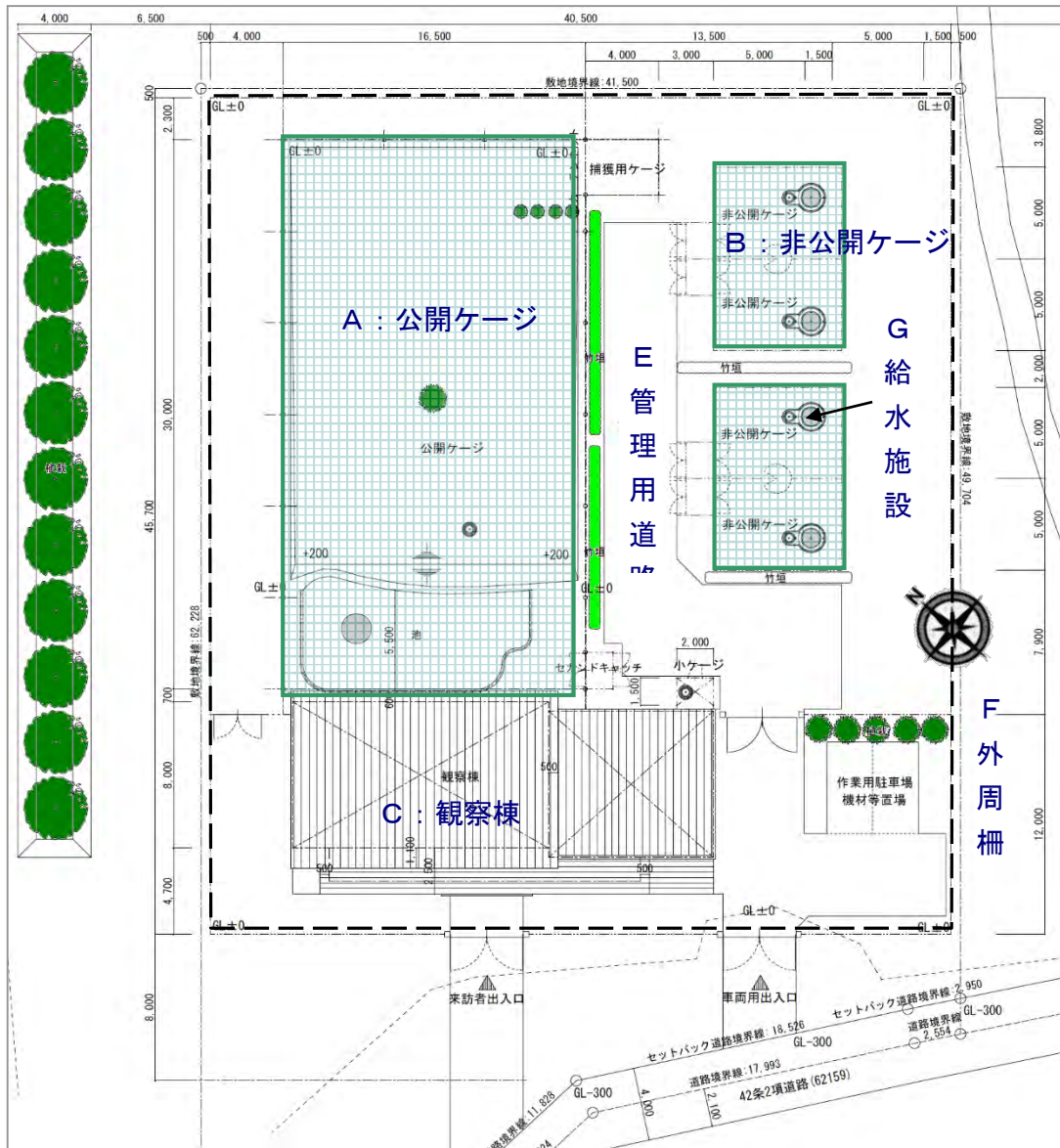
兵庫県立コウノトリの郷公園の飼育ケージ



兵庫県立コウノトリの郷公園の公開ケージ



豊岡市立コウノトリ文化館



野田市コウノトリ飼育施設「こうのとりの里」の整備イメージ



野田市コウノトリ飼育施設「こうのとりの里」飼育・観察棟の外観及び公開ケージ



野田市コウノトリ飼育施設「こうのとりの里」の飼育・観察棟の建物内の様子



野田市コウノトリ飼育施設「こうのとりの里」の飼育管理棟及び建物内の様子

(4) 飼育施設の整備候補地

コウノトリの飼育は、『人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす』の実現に向けた取組の一つにとどまらず、取組全体のシンボル施策として位置づけられます。そのため、飼育・繁殖の拠点となる施設の設置場所については、効果的に他の取組施策との連携を図ることができるかが重要となります。

また、シンボルとしてのコウノトリを市内外の多くの来訪者に見ていただくためには、飼育施設へのアクセスについても考慮が必要です。

一方で、国の特別天然記念物であり絶滅危惧種でもあるコウノトリを適切に飼育できることが絶対条件となります。周辺環境が飼育に適していることはもちろんのこと、先に挙げた求められる機能を備える飼育施設を整備することができる土地の確保が必要です。

このほか、本市の他の関連計画や事務事業との整合や相乗的な成果向上についても考慮する必要があり、これらのことを総合的に勘案して候補地を選定していきます。

第2節 将来的な放鳥について

第2章では、計画が目指す将来像として『人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす』を掲げました。この具体的な形の一つは、「鴻巣の空にコウノトリが舞い、本市の豊かな自然の中でヒナを育てている」ことです。

その実現のためには、本市に関わる全ての人々が、自らにできることを一つ一つ積み上げ、息の長い取組を続けていくことが必要となります。

取組の難しさばかりに目を向けるのではなく、実現に向けて一步ずつ着実に歩みを進めていく、それが現代を生きる私たちが未来に果たすべき責務といえます。

コウノトリの将来的な放鳥に取り組むことにより、本市の自然環境を豊かにするとともに、まちづくりのバトンを未来に引き継いでいくことも目指していきます。

第5章 取組施策の推進体制

第1節 市内の多様な担い手との連携体制

コウノトリとの共生による、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現には、行政だけではなく、多くの皆さんと目標を共有し、連携して取り組む必要があります。

特に市内における担い手との連携は重要であり、「オールこうのす」で取組を進められるような体制づくりが必要です。

コウノトリをシンボルに、市民、事業者、学校、農業生産者といった、多くの担い手の理解と協力により、『人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす』づくりを進めることで、第5次鴻巣市総合振興計画に掲げる将来都市像『花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす』の実現を目指します。

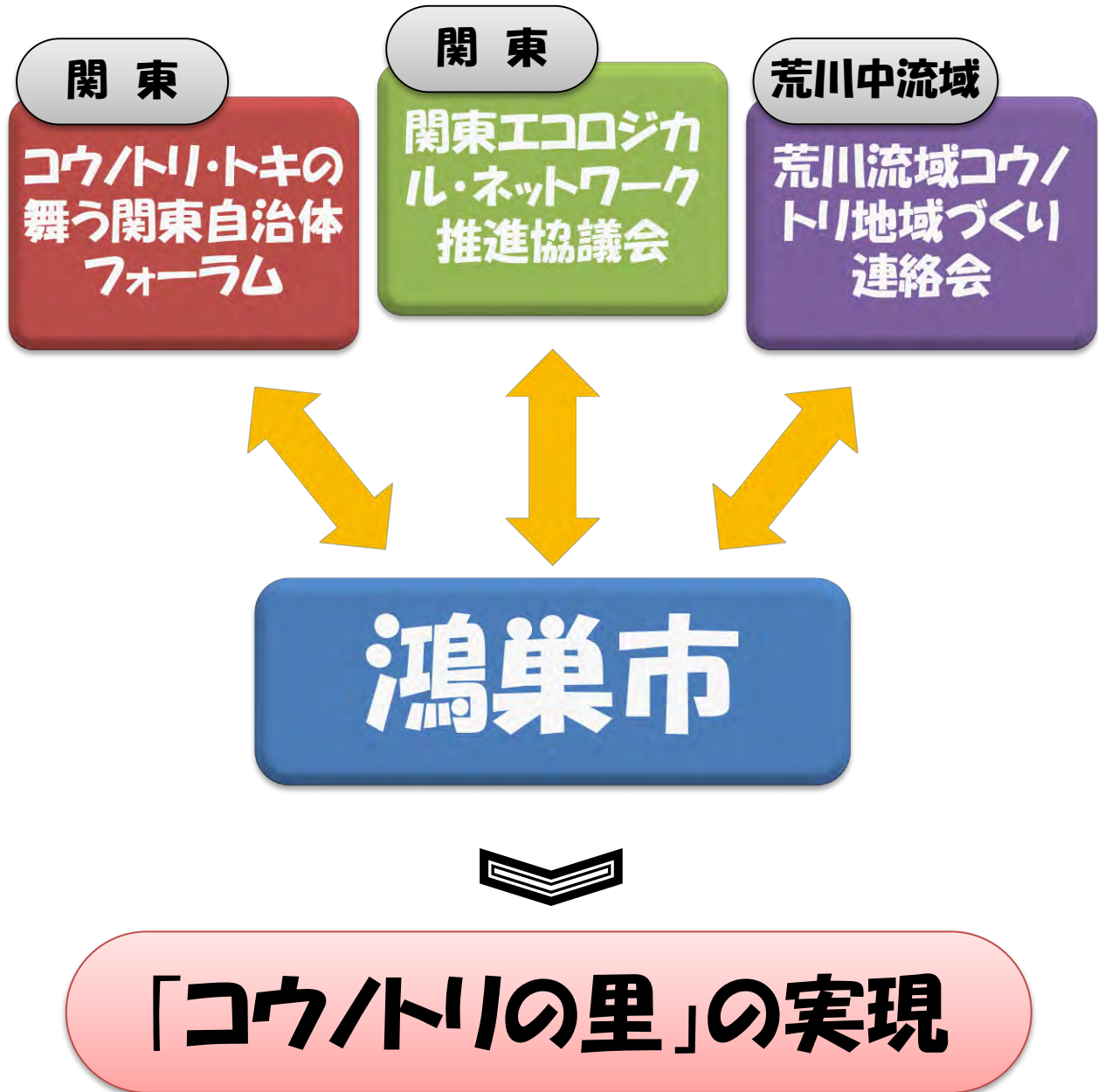


「オールこうのす」による取組推進のイメージ

第2節 行政間の連携体制

本市が取り組む「コウノトリの里」づくりは、関東各地におけるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりと連携することで、より大きな成果が期待されます。

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムへの参加などを通じ、これまでも協働・連携に努めてきましたが、今後もより一層の充実を図っていきます。



行政間の連携体制の構築のイメージ

資料編

I 鴻巣市コミュニティの里づくり基本計画策定経緯

II 鴻巣市コミュニティの里づくり審議会条例

III 鴻巣市コミュニティの里づくり審議会委員名簿

IV 鴻巣市コミュニティの里づくり基本計画(案)について(諮問)

V 鴻巣市コミュニティの里づくり基本計画(案)について(答申)

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画策定経緯

日程	会議名等	内容
平成26年 6月 5日	「(仮称)コウノトリの里づくり基本計画」策定基本方針の決定	基本計画の策定に向けた基本方針を決定
平成26年 10月 15日	第1回コウノトリの里づくり基本計画庁内検討委員会	基本計画の策定に係る部署による検討会議
平成26年 10月 24日	第2回コウノトリの里づくり基本計画庁内検討委員会	
平成26年 11月 12日	第1回鴻巣市コウノトリの里づくり審議会	委員委嘱、会長・副会長選出、諮問、基本計画(案)の説明
平成26年 11月 28日	第2回鴻巣市コウノトリの里づくり審議会	先進地視察(千葉県野田市)
平成26年 12月 17日 ～ 平成27年 1月 16日	基本計画(案)に対する意見公募【パブリックコメント】	広報かがやき 12月号にて意見等を募集
平成26年 12月 22日	第3回鴻巣市コウノトリの里づくり審議会	基本計画(案)の審議
平成27年 1月 14日	第4回鴻巣市コウノトリの里づくり審議会	基本計画(案)の審議
平成27年 2月 13日	第5回鴻巣市コウノトリの里づくり審議会	答申案の審議
平成27年 2月 24日	鴻巣市コウノトリの里づくり審議会から答申	全5回にわたる審議会の意見を市長に答申
平成27年 3月 24日	市長決裁により鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画を決定	

鴻巣市コウノトリの里づくり審議会条例

鴻巣市コウノトリの里づくり審議会条例

平成 26 年 3 月 28 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 本市の市名の由来の一つと言われるコウノトリをシンボルとし、コウノトリとの共生による、人にも生き物にもやさしい魅力あるまちづくりの実現に向けたコウノトリの里づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、鴻巣市コウノトリの里づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の基本計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、経営政策部経営政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、基本計画の策定が終了した日にその効力を失う。

鴻巣市コウノトリの里づくり審議会委員名簿

任期 平成26年11月12日から
諮問に係る審議が終了したときまで

氏名	区分	備考
恩田 光洋	公募による市民	
須藤 恵子	公募による市民	
内藤 義雄	公募による市民	
伊藤 鎊義	識見を有する者	
小林 洋一	識見を有する者	
日橋 一昭	識見を有する者	
平賀 健郎	識見を有する者	会長
三友 晃	識見を有する者	副会長

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)について(諮問)

鴻 経 第 1 7 4 号

平成26年11月12日

鴻巣市コウノトリの里づくり審議会 会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)について(諮問)

このことについて、鴻巣市コウノトリの里づくり審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)について(答申)

平成27年2月14日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市コウノトリの里づくり審議会
会 長 平賀 健郎

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)について(答申)

平成26年11月12日付け鴻経第174号で諮問を受けた、鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本審議会は、平成26年11月12日に「鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画(案)」について諮問を受け、計5回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された基本計画(案)は、「コウノトリ」という本市の特長ある地域資源を最大限活かしているほか、国による地方創生の流れにも合致するものであり、今後の鴻巣市のまちづくりの指針として、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分配慮されることにより、コウノトリも住むことができる環境づくりを着実に実行されるよう要望します。

- 1 コウノトリの飼育及び野生復帰の実現を目指し、積極的かつスピーディーな施策展開を図ること。
- 2 市民との情報共有を積極的に進め、計画実現に向けた機運の醸成に努めることで、コウノトリの里づくりに取り組む担い手の育成に努めること。
- 3 自然と共生する環境づくりの中心的存在である農業生産者の御理解、御協力を得ることが重要であり、そのために積極的な取組、働きかけを行うこと。
- 4 取組施策の実施にあたっては、各分野の専門的見地からの助言を求めるものとし、連携して積極的な事業展開を図ること。
- 5 取組施策の実施にあたっては、市民、NPO、農業生産者、事業者、学校等が能動的にコウノトリの里づくりに取り組むことができるネットワークを整備するとともに、国や埼玉県、近隣市町等とのさらなる連携を図ること。

鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画

発 行 平成27年3月

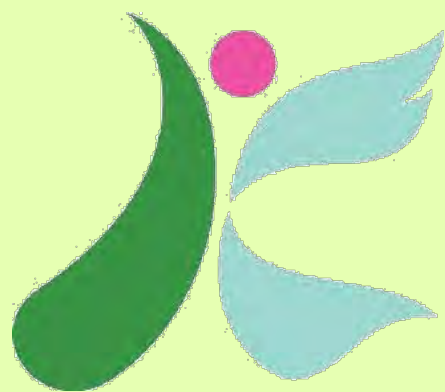
企画・編集 鴻巣市 経営政策部 経営政策課

埼玉県鴻巣市中央1-1

TEL 048-541-1321

FAX 048-542-9818

<http://www.city.kounosu.saitama.jp/>



鴻 巢 市